

第27回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 午後2時00分から午後3時35分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席1番 緩利 哲治 委員
議席2番 林田 清光 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第127号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議案第128号 農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

6) 報告事項

○農業委員会制度検討委員会報告事項

○湖国女性農業委員・推進委員会協議会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番緩利哲治委員と、議席2番林田清光委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第124号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

はじめに、3条調書、整理番号24については、次の整理番号25と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個々に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第124号、整理番号24と整理番号25については、申請人2人が互いの農地を等価交換するための申請であり、関連があるため合わせて説明します。議案書は2ページ、3ページ、参考図は1ページ、2ページです。いずれも、申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地24では水稻を耕作されています。申請地25では西側の農地と一体的に、集落の有志で、景観作物を作付されています。申請地24の所有者は、水稻の作付面積を減らして、景観作物の作付けに参加したいと考えておられ、また、申請地25の所有者は景観作物の作付けを行ってきたが、水稻の作付面積を増やしたいと考えておられました。双方の考えが一致し、農地の交換について合意され、申請されました。整理番号24の農地は、水稻の栽培を行う予定で、整理番号25の農地は、景観作物の作付けを行う予定です。

申請内容を審査した結果、両申請とも、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号24及び整理番号25については、議席5番林委員、説明をお願いいたします。

- 担当農委 議席5番林です。
整理番号24の譲渡人は、現在、田の耕作は行っておりません。整理番号25の譲渡人は、田の耕作をされています。併せて、整理番号24の田を耕作されており、双方の話合いがまとまり、交換となりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
- 議長 続いて、区域番号15本間推進委員、意見を願います。
- 担当推委 区域番号15本間です。
従前から隣り合わせで耕作なり、景観作物を作付けされておられましたが、自作地の交換により連たんの形になるとのことで話がまとまり、今後も耕作を続けていかれます。許可相当と思います。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等も無いようですので、まず3条調書、整理番号24について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号24については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きますして、3条調書、整理番号25について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号25については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きます、3条調書、整理番号26について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号26について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4
ページです。申請地は、農業振興地域内の青地および白地農地です。

譲渡人は農地の管理が行えないことから、茶木を伐採し、更地の状態とされてい
て、果樹園の拡大を考えている譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請さ
れました。譲受人は申請地にて梅の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可
要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号26については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。
す。

担当農委 議席3番田畑です。

譲渡人2人のうち、1人は高齢のため耕作ができず、数年前からもう1人の譲
渡人に管理を依頼されておられました。この方も、近年体調不良で、特に最近
は茶業を行うことが困難な状況です。そこで、当該地を伐根、更地にして引き継い
でいただく方を探しておられたところ、今回、譲受人の協力により、売買にて話
がまとまりました。果樹園をされます。

9月5日、綾戸推進委員と現地確認し、担当の行政書士から説明を受けまし
た。地元改良組合長の同意も得られており、総合的に判断した結果、許可相当と
認めました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読
をさせます。

事 務 局 本案件は、平成30年10月に許可申請されたトレセンに伴う道路拡幅の5条
申請地の残りの土地であり、この土地はすでに茶木を伐採し、更地の状態となっ
ています。今回農地として譲受人に引き継いでいただく話がまとまりました。何
ら問題なく許可相当と考えます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号26について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号26については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号27について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号27について説明します。議案書は3ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲受人は隣接する農地の一部を駐車場として貸し出す予定のため、その代替地として、申請地の取得を考えられ、譲渡人と、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号27については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席9番奥村です。
令和4年9月3日、橋本推進委員と譲渡人と申請代理人で現地確認を行い、申請理由の説明を受けました。譲受人は、譲渡人の土地の奥で野菜を作付けされておりますが、車の通り道がなく、不備を感じておられましたところ、今回快く譲り受けることができました。譲渡人も農家ですが、申請地は三角地で狭いため、不耕作となっております。今後、譲り受けた土地と奥の畑で今までどおり野菜作りをされますことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号19橋本です。
当地は、現在不耕作となっておりますが、譲受人はここを耕作をすることでもあり、農業振興にも寄与することから、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いたします。以上です。

- 議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。
- 委員 　【質問等なしの声】
- 議長 　ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号27について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 　【挙手全員】
- 議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号27については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 　続きまして、整理番号28について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　整理番号28について説明します。議案書は4ページ、参考図は7ページから10ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲受人は新たに農業経営を始めることを考え、農業委員に農地について相談されたところ、農業経営の縮小を考えていた譲渡人、耕作を委託していた譲渡人の紹介を受け、譲受人と譲渡人とで農地の使用権貸借について合意されました。譲受人は申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議長 　3条調書、整理番号28については、議席10番中島委員、説明をお願いします。
- 担当農委 　議席10番中島です。
譲受人は、これまで農業法人で農業の勉強をされ、ひとり立ちをするため甲賀市農業委員会に相談に来られました。担当農業委員として7月1日に甲南町深川地先で耕作可能な農地を案内したところ、譲受人は当該地の選定をされました。ついでに、譲渡人と折衝を行い、新規就農者を応援していただくことで承諾をいただきました。今後は、東南アジアで主食化されているキャッサバ芋を主として、トマト、キュウリ、ナス、かぼちゃ、トウモロコシなど野菜を中心に運営されます。一部、水稻にも挑戦したいとのことで、地元の営農組合をはじめ、認定農業者にも声かけをしてフォローをしていきます。

この申請につきまして、許可相当と見受けられます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号32利田です。
土地改良事業等には該当せず、集落が進める農地利用最適化の推進に支障はありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号28について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号28については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号29について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号29について説明します。議案書は4ページ、参考図は11ページから15ページです。申請地は、農業振興地域外の農地、農業振興地域内の青地および白地農地です。

譲渡人は農業継続が困難であることから、親族である譲受人と農業継続を目的とした農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号29については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席16番寺田です。
譲渡人と譲受人は義理の親子であり、譲渡人が元気なうちに子に譲りたいため申請されました。農作業に関しては、以前から譲受人が管理、また作付けをされておりました。一部不耕作地がありますが、今後は譲受人の家族が、飲食店を営んでいることから、そこで出す野菜などを頑張って作っていきたくないと申されています。昨年からは農業組合の班長として頑張っておられます。今回の申請は許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号42山本推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号42山本です。
寺田委員、事務局の説明どおりで、特に意見はございません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号29について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号29については、許可とすることに決定いたします。
議案第124号については、以上であります。
- 議 長 続きます、議案第125号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号8について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第125号、整理番号8について説明します。議案書は5ページ、6ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請地を庭にするための申請です。計画によると、宅地に隣接する農地を、庭として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、自然浸透での処理及び

既存水路への放流処理とされることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号8については、議席15番川村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番川村です。

農業委員として現地確認を行いました。住宅のやや左側から傾斜があるのですが、その傾斜に従い、地目は畑となっています。現在、不耕作ですが、除草されており、ここを庭として利用されるとのこと。特に周囲に及ぼす悪影響もなく、問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号37増田推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化の推進には支障がありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号8について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。

議案第125号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第126号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号31について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第126号、整理番号31について説明します。議案書は7ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、都市計画区域外の第2種農地です。

申請内容は、太陽光発電施設およびオートキャンプ場の駐車場を目的とする、農地の売買です。申請地は第2種農地ですが、オートキャンプ場と、自家消費型の太陽光発電施設を設置され、その施設のための駐車場として隣接地に整備されるものであることから、立地についてはやむを得ないと考えられます。造成工事としては、敷き均し後に、砕石による仕上げとされます。雨水排水は、地下浸透および道路側溝への放流処理とされます。隣地に雨水や土砂、砕石の流出を防ぐため、西側および南側の境界にコンクリートブロックを2段積みで設置されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、許可となった場合には、今回の申請の主たる目的物がオートキャンプ場と太陽光発電施設であることから、これらの主たる目的の施設を含めた事業計画に従うものとし、その事業の用に供されないときには、許可の取り消し等を行う旨の注意事項を記載する必要があると考えます。以上です。

議長 5条調書、整理番号31については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番林です。

譲渡人は足腰が弱り耕作できず、不耕作地となっています。今回、太陽光発電施設とオートキャンプ場の整備の話があり、売買に至りました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号15本間推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号15本間です。

オートキャンプ場及び太陽光発電施設の隣接する農地であり、ここ数年は管理転作で不耕作となっています。オートキャンプ場及び太陽光発電施設の事業を進めるにあたり、駐車場として土地を有効利用したい旨の話があり、今回の申請に至りました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 松下委員。

松下委員 議席 8 番松下です。

説明で、オートキャンプ場事業の用に供されないときには、許可の取り消し等を行うという条件付きのことですが、オートキャンプ場の予定地の計画がどのようなものであるか伺いたい。

議 長 事務局。

事務局 オートキャンプ場は、フリーサイトのキャンプ場として計画されています。申請地を駐車場として用い、フリーキャンプ場として自家用テントの利用となっています。予約制で、年中無休、キャンピングカーの利用も可能、上水道は引込みして利用できるよう、また、電気は環境に配慮し太陽光発電とし、自家消費にて電気供給されます。トイレは今のところ、仮設のくみ取り式の計画です。

当地域は、キャンプ場としての環境がよく、事業計画に向けて詳細を詰めておられます。以上です。

議 長 松下委員、よろしいか。

松下委員 はい。

議 長 他に、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5 条調書、整理番号 3 1 について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号 3 1 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号 3 2 について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 3 2 について説明します。議案書は 8 ページ、参考図は 2 2 ページ、

23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、建築板金関連業を営む譲受人が、自宅横に資材置き場を設置されます。また、自宅前に借りている駐車場の解除通知を受けていることから、合わせて、駐車場を設置されます。東側および北側の境界にはコンクリート構造物を設置されます。構造物は20センチメートル程度駐車場および農地から高くし、土砂や雨水排水の東側農地への流出を防止する計画となっています。申請地西側境界には、U字溝を設置され、雨水を道路側溝へ放流処理する計画とされています。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号32については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

令和4年8月21日に橋本推進委員と現地確認し、申請者から転用理由を聞き取りました。申請者は自営業で、作業場兼資材置き場が国道沿いありますが、不用心なため、以前から自宅の近くで場所を探しておられました。自宅の周りは茶畑で、前の畑の一角を駐車場として借りておられましたが、更新できなくなりました。そこで、自宅東側の茶園の持ち主である譲渡人に相談されたところ、高齢のため規模縮小を考えておられ、耕作者の了解もあり、話がまとまりました。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、新治地区は、区域番号19橋本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号19橋本です。

現在耕作されている方にも、今回の案件については了解され、もうすでに耕作をやめておられることから、問題がないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号32について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号32については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号33について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号33について説明します。議案書は8ページ、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の賃貸借です。計画によると、申請地の西側にあるスポーツ施設の駐車場が狭いため、申請地を使い、駐車場を拡大されます。既存駐車場と高さを合わせるため、1.5メートル程度盛土をし、境界ブロックの設置及びアスファルト舗装をされます。擁壁は設置されず、法面にて仕上げられます。法面部分は、農地として利用されるとのことであり、5条申請の区域には入っていません。雨水は既存水路側に流れる勾配とし、道路側溝に放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議長 5条調書、整理番号33については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

先ほど審議いただきました3条調書、整理番号27の譲受人がこの5条調書整理番号33では譲渡人です。現地確認は3条調書の案件と同時に行いました。既存の建物を利用されます。前には少し駐車場があり、その駐車場が東に広がることとなります。周辺農地には被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号19橋本推進委員、意見を申し上げます。

- 担当推委 区域番号19橋本です。
現在、スポーツ施設東側には、数台分の駐車スペースしかありません。スポーツ施設の利用者も増加を見込み、駐車場を増設する計画です。場所は、国道に面した小さな土地でもありますので、農業の振興や、農地利用の最適化ま推進には問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号33について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号33については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、整理番号34について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号34について説明します。議案書は8ページ、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、市街化調整区域内の白地農地で、第3種農地です。
申請内容は、住宅建築を目的とする、農地の売買です。計画によると、495平方メートルの敷地に、木造2階建て、建築面積74.52平方メートル、延床面積120.89平方メートルの住宅を建築されます。建蔽率は15.05パーセントです。造成工事は隣接農地との間に擁壁を設置し、1メートル程度の盛土をされます。雨水は、敷地内に設ける柵に集水し、用水路に放流されます。放流については、地元農事改良組合長、水利委員の同意を得られています。現状で、農耕車両は南側の市道から申請地に入る形状となっています。土地利用計画図では申請地の右下の隅が、東側の田との共用の進入口のような形状となっています。この進入口の一部が宅地となることで東の隣接農地への進入に支障がでないように入口の形状を整えるとされています。また、田の一部を分筆され宅地とする計画であり、申請地の北側には農地が残ります。この農地については、新たに申請地の西側に南側市道からの進入口を設けて、幅3メートル程度の部分を通して耕作される計画とされて

います。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金と親族からの借入れとされます。いずれも、資力については残高証明にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議長 5条調書、整理番号34については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

9月12日に現地を確認し、関係者から聞き取りを行いました。譲渡人の近所に住む譲受人の娘夫婦の娘の父親が、是非とも近くで新居を構えて欲しいと土地を探しておられました。母屋の周りにそれほど大きな土地がないため、少し離れたところですが折衝を続けられ、売買で話がまとまりました。土地の状況は、白地農地で登記簿上は田で、今年も譲渡人が水稻を作付けされておりました。両親の住んでいる母屋の近くで将来的には何かと利便性があり、お互いに喜んでおられます。排水対策は枡を設置し、塩ビパイプを埋設、処理されますので、周囲への影響はないと考えます。改良組合長の同意も得られており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号35小林推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号35小林です。

申請地の一部を住宅地とするため、譲受人に売買されます。残り部分は、譲渡人が引き続き耕作されます。なお、集落が進める土地改良事業には該当せず、農地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 小倉委員。

小倉委員 議席7番小倉です。

宅地にされ、住居を建てられることについて、進入路部分に水路がありますが、これは道路排水か用水か、どちらにしても占有することになりますが、占有許可等の申請はされていますか。

議 長 事務局。

事 務 局 この入口部分については、農業用の用水路として農村整備課へ占用許可申請を出されており、許可を出す方向であると聞いています。以上です。

議 長 小倉委員、よろしいか。

小倉委員 はい。

議 長 他に、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号34について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号34については、許可とすることに決定いたします。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 続きまして、整理番号35について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号35について説明します。議案書は9ページ、参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。譲受人は申請地北側に所在する建設業者であり、社内の資材置場が手狭になったことから、会社から近く、耕作されていない当地を、新たな資材置場とする計画をされました。申請地と会社敷地とは高低差があり、また、間には水路があるため、申請地への出入りは南側道路からとなります。造成工事としては、進入口の設置、及び、現状の畦畔の高さまでの盛土とされ、道路よりは40センチメートル程度低い位置となる計画です。雨水排水は地下浸透及び既存水路への放流処理とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号35については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

9月10日に、譲受人と田中推進委員と私で現地確認をしました。申請地は、建設業を営む譲受人の土地に隣接しており、資材置き場として土地の有効活用に適している状況であると確認しました。改良組合長及び近隣の方へも確認されていることも確認し、周辺農地に被害を及ぼさない状況も確認しました。問題なく、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号36田中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号36田中です。

会社の隣接土地で、資材置き場を探しておられました。申請地は長年にわたり耕作をされていません。特に問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号35について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号35については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号36について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号36について説明します。議案書は9ページ、参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。申請地は、都市計画区域外の第2

種農地です。

申請内容は、植林を目的とする、農地の売買です。譲受人の父は申請地周辺で山林経営をしており、譲受人は事業継承し、規模を拡大するために申請地を取得し植林される計画です。申請地は第2種農地ですが、山間地に位置し、耕作が行われていない農地であり、譲受人が林業を継承し、周囲の山林と一体的に山林経営されることから、土地選定についてはやむを得ないと考えられます。計画によると、造成等を行わず、現況地盤のまま、杉の苗木を960本、植え付けられます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議長 5条調書、整理番号36については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

昨年もこの譲受人の父親が隣接の農地を取得され、植林をされています。今年6月の地域パトロールでも、地域の委員に確認いただきました。申請地に関しては、谷間の農地であり、今後農地としての再生が期待できません。また獣害もひどく、耕作されなくなった理由の一つです。譲受人は、父親の仕事を継承し、今後も林業に励んでいくことで、申請に関し許可相当と考えます。

現地確認は杉本推進委員と、9月7日に行いました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議長 続いて、区域番号44杉本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号44杉本です。

周辺農地に影響なく、農地利用最適化推進に支障ないと判断します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号36について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号36については、許可相当とすることに決定いたします。
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
議案第126号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第127号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席18番西田委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【西田委員 退席】

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第127号について説明します。議案書は10ページからです。
今月の決定は41件で、借り手、貸し手と農用地の所在、面積、期間等は、12ページからの利用権設定等の明細のとおりです。
11ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権および使用貸借権の面積は137,009平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営状況は、21ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第127号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第127号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通

知をいたします。

議案第127号については、以上であります。

議長 それでは、西田委員の入室、着席を求めます。

【西田委員 入室・着席】

議長 続きまして、議案第128号「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について」を議題といたします。

意見書検討委員会、西田委員長の説明を求めます。

西田委員長 農地利用最適化推進策に関する意見書について説明します。

案の作成に当たり、それぞれの地域ブロック会議で推進委員の意見をいただきながら、検討委員会で協議を重ね、最終的にこの意見書案が整いました。今回ぜひ皆様のご意見をいただき、承認いただければ市長へ提出をいたします。ご審議をよろしく願います。

議長 ただ今、意見書検討委員会、西田委員長より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

担い手への農地利用の集積・集約化の5項目目に、市単独補助メニューを創設されたいとありますが、具体的にどのようなものを指しているのかお聞きしたい。

議長 西田委員長。

西田委員長 委員会としては、集落営農組織が高齢化になってきたので、集落営農を運営していくのにも、山間部は特に高齢化し、非常に運営が難しいということで、何とか強化を図って欲しいという部分で、市独自に支援をお願いしたいと思っています。詳しい具体的なことについては、事務局お願いします。

議長 事務局。

事務局 ここでは担い手への農地利用の集積について、これから地域計画の策定を進めていく過程で、地域に出向き、営農組織の設立や法人化の提案も行います。これ

らに対する国の補助制度はあるものの、計画策定を円滑に進めるためには、上乘せになるような市独自の支援策が必要であるとの意見を反映しているものです。

議 長 保井委員、よろしいか。

保井委員 はい。

議 長 他に、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 中島委員。

中島委員 議席10番中島です。

機械購入の補助金は、新品なり新車について、補助金が付くのですが、今、甲賀市にある営農組合、法人どれをとっても、決算的に十分機械が更新できるようなところは少ないと思います。実際に私の地域では、次に機械を買うことができません。安い物件で中古のものを買おうとするのですが、中古には補助金がつかないため、これも補助金対象としていただくことも意見に取り入れてもらえないでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 意見書について、市長部局である農業振興課と協議を進める中で、市単独補助メニュー創設には中古購入も補助の対象となるよう働きかけていきます。

議 長 中島委員、よろしいか。

中島委員 はい。よろしく申し上げます。

議 長 田村委員。

田村委員 議席11番田村です。

遊休農地の発生・防止の3項目目について、農業者の事情で生産活動が行えなくなった場合に、地域ぐるみで支えるとか、各地域でオペレーター育成が行える制度を創設されたいとあります。本当に小さな地域で営農活動しているところについては、ここが非常に大きな問題、一つのネックになっていると思います。

若者がいない、人口が減少している中で、育成問題についてそう簡単に行えるものかすごく気になります。ぜひこれについて、広い意味での農地の管理ができる体制も含めて、検討いただくようお願いしたい。

議 長 事務局。

事 務 局 この点についても、市長部局である農業振興課と協議を進める中で働きかけていきます。

議 長 西田委員長。

西田委員長 これにつきましても、検討を重ねました。これからは一つの集落だけで集約を進めるのではなく、隣接の集落と一緒に考えていかなければならないことも意見が出ました。その辺も踏まえ、考慮していただけるよう市にお願いしたいと思っています。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

同じく遊休農地の発生防止・解消についてですが、遊休農地が発生する理由はやはり高齢化、人口減、その他農業の経営が成り立たなくなったなどがあると思います。農業委員会は、有効な農地を守っていく立場で市内の農地転用についての審議をしていますが、有効な農地も遊休地化が進んでいる現状です。これは、農業振興地域を設定し、農地としての限定措置となっているためでもあり、もう一度農業振興地域について、農地に固執せず、見直しを諮る必要があると考えます。

事 務 局 昨年、農業振興農地の見直しについて意見書を提出し、モデル地区を指定して進めると回答を得ています。

今年は、特にすでに山林原野化となっている農地に該当しない土地の非農地判断を進めるとの事です。保井委員からのご意見も引き続き、市長部局にお伝えいたします。

議 長 事務局長。

事務局長 補足しますと、昨年度、農業振興課で改良組合長や地元の方に見直しについての意見照会をされました。現在、それを反映し見直し作業が行われていますので、今年度の意見書については盛り込まないことになっています。

議 長 保井委員、よろしいか。

保井委員 はい。

議 長 他に、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 今井委員。

今井委員 議席14番今井です。

新規就農者でも農業振興地ではない所では、今まで補助金とか一切もらえない現状です。新規就農の相談を受けるのですが、農業振興地でないため補助金がもらえない。一生懸命農業をやろうと思っておられる方には振興地の区別なく補助ができるよう盛り込んでいただきたい。

議 長 事務局。

事 務 局 これについては、新規参入の促進・担い手の育成の中で、就農に向けた相談からフォローアップまでの指導や、更に新規就農の促進が図れるようサポート体制の充実というところで、今井委員のご意見も含めた協議を行いたいと思います。

議 長 大変貴重な意見、質問をいただきありがとうございます。意見書を作成するにはこうした皆さんの意見交換や議論を交わすことが必要だと、改めて感じたところです。

他に、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第128号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第128号については、原案のとおり可決いたします。
なお、市長への提出は、10月24日を予定しています。
議案第128号については、以上であります。

議 長 これで審議の案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

まず、**報告事項1「制度検討委員会報告事項」**について、小倉委員長からお願いいたします。

- 小倉委員長 ・ 第3回制度検討委員会の開催
- 議 長 続きますして、**報告事項2「湖国女性農業委員・推進委員協議会報告事項」**について、西田委員長からお願いします。
- 西田委員長 ・ 「女性の農業委員・農地利用最適化推進委員登用促進キャラバン」の市長訪問
- 議 長 続きますして、**報告事項3「事務局報告事項」**について、お願いします。
- 事 務 局 ・ 滋賀県農業会議常設審議委員会の結果
 ・ 経過と予定
 ・ 農地利用集積計画にかかる利用権設定期間満了報告
 ・ 青年等就農計画認定申請審査結果
 ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
- 議 長 報告事項は以上です。
 ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。